

第11章 屋外貯蔵所（危政令第16条）

第1 区分

1 屋外貯蔵所とは

- (1) 「屋外貯蔵所」とは、屋外の場所において第二類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体（引火点が0℃以上のものに限る。）又は第四類の危険物のうち第1石油類（引火点が0℃以上のものに限る。）、アルコール類、第2石油類、第3石油類、第4石油類若しくは動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。（危政令第2条第7号）
- (2) 発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及びこれらの附属装置で機器の冷却もしくは絶縁のため油類を内蔵して使用するものについては、使用する計画がなくなったときに危険物関係法令の規制対象になるものとし、内蔵する油類の合計数量が指定数量以上であり、屋外で貯蔵する場合は、屋外貯蔵所として規制するものとする。

2 技術基準の適用

屋外貯蔵所は、貯蔵する危険物の種類、貯蔵形態に応じ、技術上の基準の適用が法令上、次のように区分される。

第11-1表 各種の屋外貯蔵所に適用される基準

区 分	危 政 令	危 規 則
容器に収納して貯蔵するもの	16 I	24 の 10・40 の 2
高引火点危険物	16 I + III	24 の 12
第二類の危険物のうち引火性固体（引火点が21℃未満のものに限る。） 又は第四類の危険物のうち第1石油類若しくはアルコール類を貯蔵するもの	16 I + IV	24 の 13
塊状の硫黄等を容器に収納しないで貯蔵するもの	16 I + II	16・24 の 11

注 算用数字は条、ローマ数字は項を表している。

第2 規制範囲

屋外貯蔵所は、一続きの地面ならば、その広狭にかかわらず一許可単位とすることが可能である。いかに近距離でも河川、道路その他により区画されていれば、その区画部分ごとに別の許可単位となる。

第3 許可数量の算定

許可数量は、規制範囲内で貯蔵する危険物の最大貯蔵数量とする。

第4 位置、構造及び設備の基準

1 危政令第16条第1項を適用する危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所

(1) 保安距離（危政令第16条第1項第1号）

危政令第16条第1項第1号に規定する「保安距離」は、第3章「製造所」_第4_1_(1)の例（第3章「製造所」_第4_1_(1)_カを除く。）による。

(2) 地盤面（危政令第16条第1項第2号）

危政令第16条第1項第2号に規定する「湿潤でなく、かつ、排水のよい場所」とは、容器の腐食を防止するため、地盤面の高さを周囲の地盤面より高くするとともに、コンクリート舗装を行うか、又は土砂若しくは碎石等で固める等の措置を講じた場所をいう。

(3) 保有空地（危政令第16条第1項第4号）

危政令第16条第1項第4号に規定する「保有空地」は、第3章「製造所」_第4_1_(2)の例による。

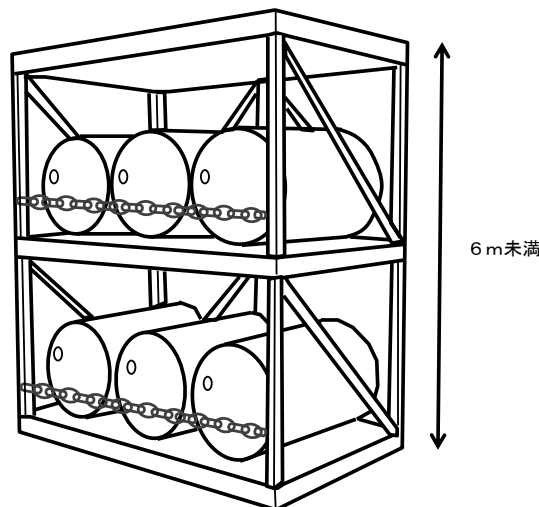
(4) 標識、掲示板（危政令第16条第1項第5号）

危政令第16条第1項第5号に規定する「標識、掲示板」は、第3章「製造所」_第4_1_(3)の例による。

(5) 架台の構造（危政令第16条第1項第6号、危規則第24条の10）

ア 危規則第24条の10第1項第3号に規定する「架台の高さ」は、地盤面から架台の最上段までの高さとする。（第11-1図参照）

イ 危政令第16条第1項第6号に規定する「架台の構造」は、第5章「屋内貯蔵所」_第4_1_(7)の例による。



第11-1図 架台の高さ

(6) その他

容器の積み重ね高さ（危政令第26条第1項第11号の2、危規則第40条の2）

危規則第26条第1項第11号の2に規定する「容器の積み重ね高さ」とは、最下段の容器の底面から最上段の容器の上面までの高さをいう。

2 危政令第16条第2項を適用する塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所

(1) 1のうち適用されるものによるほか、次による。

(2) 危政令第16条第1項第3号の適用については、原則として囲いは同号の「さく等」に含まれるものではないが、囲いの相互間のうち硫黄等を貯蔵し、又は取り扱う場所の外縁部分にさく等を設ければ足りる。

3 危政令第16条第3項を適用する高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所

(1) 1のうち適用されるものによるほか、次による。

(2) 高引火点危険物のみを貯蔵する屋外貯蔵所は、危政令第16条第1項の基準又は危政令第16条第3項に規定する基準のいずれかを選択してもよい。

4 危政令第16条第4項を適用する引火性固体(引火点が21℃未満のものに限る。)又は第四類危険物のうち第1石油類若しくはアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所

(1) 1のうち適用されるものによるほか、次による。

(2) 危規則第24条の13第1号に規定する「当該危険物を適温に保つための散水設備等」には、屋外貯蔵所の付近に水道栓等を配置して、施設全域に散水できるものが該当する。

なお、気温が30℃に達する場合には、散水等により適切に冷却できる管理体制を確保する。

第5 特殊な屋外貯蔵所

1 タンクコンテナに危険物を収納して貯蔵する屋外貯蔵所【H10 消防危 36】

(1) 基本事項

第5章「屋内貯蔵所」_第5_1_(1)の例による。

(2) 位置、構造及び設備の基準

屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、危政令第16条（第1項第4号及び第2項を除く。）、第20条及び第21条の規定の例による。ただし、危政令第16条第1項第3号のさく等の周囲に保有することとされる空地については、危政令第23条を適用し、次に掲げる貯蔵形態に応じ、各表に定める幅の空地とすることができる。

ア 高引火点危険物（危政令第9条第2項に定める危険物）のみを貯蔵する場合

区 分	空地の幅
指定数量の倍数が200以下の屋外貯蔵所	3m以上
指定数量の倍数が200を超える屋外貯蔵所	5m以上

イ ア以外の場合

区 分	空地の幅
指定数量の倍数が50以下の屋外貯蔵所	3m以上
指定数量の倍数が50を超え200以下の屋外貯蔵所	6m以上
指定数量の倍数が200を超える屋外貯蔵所	10m以上

ウ タンクコンテナに収納した危険物と容器に収納した危険物を同一の貯蔵所において貯蔵する場合は、タンクコンテナに収納した危険物の倍数に応じ、若しくはイの規定により必要とされる幅の空地又は容器に収納した危険物の倍数に応じ、危政令第16条第1項第4号若しくは危省令第24条の12第2項第2号の規定により必要とされる幅の空地のいずれか大なるものを保有する。

(3) 貯蔵及び取扱いの基準

危険物をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、危政令第24条、第25条及び第26条第1項（第1号、第1号の2、第6号の2、第11号及び第11号の3に限る。）の規定の例によるほか、次による。

この場合、「容器」を「タンクコンテナ」と読み替えるものとする。

ア タンクコンテナ相互間には、漏れ等の点検ができる間隔を保つものとする。

イ 第5章「屋内貯蔵所」_第5_1_(3)_ア_(エ)から(キ)の例による。

(4) その他

トレーラーを補助脚により固定した場合には、トレーラーにタンクコンテナを積載したままの状態での貯蔵することができる。

2 ドライコンテナに危険物を収納して貯蔵する屋外貯蔵所【R4消防危283】

(1) 共通事項

第5章「屋内貯蔵所」_第5_2_(1)による。

(2) 位置、構造及び設備の基準

1_(2)による。

(3) 貯蔵及び取扱いの基準

1_(3)による。